

木立における呼び名（屋号）の由来について

林 寅 喜

(会員・佐伯市中の島)

木立に限らず、何処の村でも昔から続く古い家には、決まって屋号とか愛称のような呼び名がつけられ、大方は、今日でも通用している。

一体、この呼び名は、何時頃からそう呼ぶようになったのか。また、それがどんな語源や意味を持っているかは後述するとして、家毎につけられた年代が違ふことは確かかなようである。

私は、今回木立地区全部の呼び名を調べてみたら、総数で二百十二軒あった。但し、の中には、明治以降になつてつけられたと思われるような新しいものや、離村したり、絶家となつた家なども数多く含まれている。

昔は、武士かあるいは特別に苗字帯刀を許された家系以外は、姓を名乗ることが出来なかつたので、商人は屋号を、百姓は名前とか居住地の地名、または単に所名な

どをつけて呼んでいたようだ。木立の場合も、このように名前とか地名や所名からつけられたものが殆んどで、中には特有な訛のために語源のわからないものまである。そこで、調査の結果を分類してみたら次のようになった。

- 一、名前の下に「どん」をつけて呼ぶ家
- 二、地名からつけられた家
- 三、単なる位置や場所名を用いた家
- 四、職業名で呼ばれる家
- 五、職業や商売の屋号で呼ぶ家
- 六、母屋新宅その他これに類似する家
- 七、いずれとも分別し難い家
- 八、語源の不明な家

註・地名と場所名の区分の仕方

字名や停留所名など一般に名の通つた所のみを

別表1 一般的に知られている三つの大きな地域に分けた場合

地区名	記号	1	2	3	4	5	6	7	8	計
棧敷		33	5	25	5	4	10	8	4	94
中野河内		9		26	4		2	8	5	54
大野		3	5	30	5	5	11	3	2	64
計		45	10	81	14	9	23	19	11	212

別表2 別表1を細分した場合

角道					3					3
岡山			1				3		1	5
西の平	9	1	6	2	1	2	4			25
岸の上	10	1	3		1	1	1	2		19
前方	7		5		1		1	1		15
永野	3		4		1	2	1			11
大中尾	4	2	7			2	1			16
小中尾	2		4				1	1		8
沖	2		9	1		1	2	1		16
追	4		2	1				1		8
宮河内	1		8	1		1	3	1		15
目管			3	1			2	1		7
大野	1		11	4			1	2		19
原岡			3			3	1			7
岡			7	1	1	2				11
築良田	2	1	7			2	1			13
須留木		4	2		4	4				14
計	45	10	81	14	9	23	19	11		212

地名とし、他はすべて場所とした。地区毎の内訳は別表のとおりである。

この呼び名の中で特に注目したいのは、一の「○○どん」と呼ばれている家々である。これは特別棧敷地区に多いのが目を引く。

この呼び方について、今回発見された小野家文書（元禄十三年五月十六日付、内容は前号掲載）の中に、その語源を見出すことが出来たので、これに従って解説してみたい。

それは、この文書の末尾に木立棧敷付喜之助（文書には「喜」の字を使っているが、字源にはこの字はない）と署名していることから理解したのであるが、小野家は昔から代々「きのすけどん」と呼ばれており、それはいまでも通用している。しかし、どんな字を書くのかよく分かってはいなかった。それが去年発見された文書によって「喜之助」とはつきり解明された。なお、あとの「どん」は殿と同じ敬語の訛による発音で、昔は神仏のことを奉仕者殿と書いて「ほしやどん」と呼び医者殿と書いて「いしやどん」と呼んでいたのと同じに考えた。

さて、江戸時代において、このように神職や医者と同じように、名前の下に殿までつけて呼ばれるためには、村内でもそれ相当の格式とまでは行かなくとも、ある程度の地位はあった者と見てよいのではあるまいか。

その地位といえは、当時、百姓で貰える役職としては村役人、つまり村方三役以外にはない。但し、その筆頭である庄屋は、藩主より任命され、大方は世襲制で、名字帯刀まで許されていたから、並の百姓はなれなかった。そこで、残る二役ということになる。

この二役は、年代やその土地によって呼び方が異なるが、上役を組頭または肝煎と呼び、下役のことを百姓代とか地目付といって、年貢の個人別割当てから調達をはじめとして、藩庁からの下達事項を徹底させたり、村内に必要な諸帳簿等の整理を受け持つなど、庄屋を助けていた人達である。いずれも読み書きから算盤の達者な者達に限られ、人数も複数であったように思う。殊に下役と呼ばれていた人達は、上役の命に遵って、それぞれ仕事を分担しており、もっと多くいたと考える。

しかも、この者達は、庄屋のように世襲制ではないので、当人に相応の学識がないと職務を遂行することが出

来ない。従って、多くは一代限りで役目を降りたものと思われる。が、村方役人として在職中に呼ばれていた「○○どん」が、そのまま今日まで残っているのではあるまいか。

別な考え方として、百姓の中でも格別耕作反別の多い本百姓（自作農）を含めてそう呼んでいたのか、あるいは人望の優れた人達も併せてそう呼ばれていたのかも知れないが、そうだとすると、棧敷ばかりに集中しなくて他の地区にも平均してもっといた筈である。

なお、文書によれば、小野家の喜之助という人は、当時肝煎であったことが分かる。

先に庄屋を除く村役人の数を複数と書いたが、藩政資料によれば、木立の肝煎は二名であったと記録されている。しかし、下役の人数については、何も書き残されていないので知る由もないが、肝煎一人に二名ないし三名位ついていたのではないだろうか。

それでは一体、この村役人達に、どれ程の仕事量があったのか推測してみることにする。幸い小野家文書によつて、元禄十三年（一七〇〇）の様子が詳しく書き残さ

れているので、この頃を基準に考えると、当時、木立には、百二十七町二反一畝二十歩の田畑と、六町一反五畝八歩の宅地、それに十一町九反九畝十三歩の芝原、しめて百四十五町三反六畝一步（寺社分は除く）の課税地、つまり、年貢の対象となった土地があった。

その地行高は、合わせて八百七十四石七升二合八勺八才と書いてあるが、これら土地の総筆数は千や二千筆ではなかった筈である（木立には、明治二十一年土地台帳が作成された当時、既に六千四百筆程の土地があった）加わえて、田畑の場合地力によって上・中・下・下々の四段階に分けて、基準となる反当収穫量が決められており、うち四割（享保以降は五割に引上げられた）を年貢として納入しなければならないと定められていたから、村としては各人の持ち分を段階毎に区分して集計した元帳となる。今日で言えば、名寄帳と課税台帳のような帳簿を備えて置く必要があった。これは宅地も芝原も同様である。

そうして、この元帳のトータルが先の文書に載っている面積と知行高にそれぞれ合致せねばならない。考えてみると、この仕事量は実に大きい。今日のように電卓も

パソコンも無い昔のことである。但し、これは一度作成しておけば、あとは年毎に持ち分の移動があった者のみ訂正すればよいので、その点多少の手間は省けたとしても、年貢量となると、毎年個人別に計算して村全体のトータルを求め、結果を郡奉行まで報告しなければならなかった筈であるから、これも可成りの仕事量になる。

なぜならば、この元禄の頃は、まだ郡奉行配下の役人立ち合いのもとに、坪刈りをして反当実収高を決めていたからである。但し、不作の年でも特別な場合を除き、基準高を下げることはなかったといわれている。従って坪刈りの箇所数も各段階毎に一箇所や二箇所ではなかったと考えられるから、あとの計算は煩雑を極めたに違いない。

この坪刈り方法も、のちには免といって年貢量一石につき一斗（これを免一個と呼んでいた）の割り合いで上乘せする方法に改められて、年毎に箇所数が決められ、坪刈りは三年に一度の割り合いで実施されるようになった。いずれにしても、これらの手続きを刈り入れ前に済ませて、個人別に年貢量を知らせて、決められた日時までには蔵入れを完了しなければならなかった。そのためには

短期間内に村全体の計算を終了させるためには、二人や三人では到底捌き切れなかったと想像する。

また、運び込まれた年貢米は量目の検査から俵詰めや受け取り証の発行まで、全て村役人達の仕事であったに違いないし、その他夫役や共同作業・出合い仕事などの指し図から出面帳簿の整理に至るまで、数え上げれば切りがない程の業務量を抱えていたと思うので、人数を複数と書いたわけである。

こゝで、はじめに書いた呼び名の数についてもう一度触れてみると、角道・岡山・須留木・築良田の四地区には、昔からあったと思われるような呼び名の家が極めて少ない。殊に、角道地区は皆無に等しい。その理由としては、江戸時代から明治時代の初めにかけて、木立のようには他の産業がない村では、農業以外に頼るものは何もなく、村で商いなどして暮らしを立てることは困難であった。つまり、百姓をするか職人になるか、あるいは炭焼きのような山仕事をするか以外に生計を維持して行く道はなかったからである。その上今日と違って海面の範囲が奥まで広がり、背後に山が迫って、極端に農地の少なかった角道・岡山・須留木周辺に人家が存在しなかつ

たことも理解できる。

一方、城下や他村との交通は、舟以外に足となる物は殆んどなかったこの時代、地形的に見ても、角道は木立の玄関口として舟の溜り場に利用され、土地が狭く、人家の建つ余裕などなかったのもまた事実である。

さて、この度での調査で分かったものは合わせて二百十二軒であるが、中には明治以降になってつけられたと思われるものも相当数あると推測され、江戸時代始めからのものはそう多くないようである。私の見るところ、せいぜい百軒か、あるいはもっと少なかったのではあるまいかと思っている。そこで、これを文化七年（一八一〇）藩の調査として記録に残っている二百五十五軒と比較してみると、その差百五十軒程が呼び名など全くついていなかったことになる。

この後、時代が進むに連れて、世の中の仕組みも、私達の暮らし向きも更に変わっていくに違いないが、百年二百年、あるいは三百年の昔から、それぞれに呼び名が来てきた古い呼び名であるだけに、何時までも大切にしたいものである。